

令和7年3月教育委員会定例会議事録

1 日時 令和7年3月17日（月） 午後1時30分から

2 場所 鈴鹿市役所 本館11階 教育委員会室

3 出席 教育長 （廣田隆延）
教育委員会委員（笠井智佳、松嶋康博、服部直美、加藤貴也）

4 議場に出席した職員

教育委員会事務局教育次長（伊川歩）、教育委員会事務局参事（西村佳代子）、参事兼教育総務課長（鈴木明）、参事兼教育政策課長（白木敏弘）、学校教育課長（藤見忠）、教育指導課長（上田由実子）、教育支援課長（鈴木康仁）、参事兼地域協働課長（小野秀哉）、文化振興課長（柳井谷光教）、文化財課長（大窪隆仁）、図書館長（中村仁美）、子ども政策課長（長尾哲）、子ども育成課長（中村康次郎）、書記（木葉健介）、書記（久住孝大）

5 議事

- （1）鈴鹿市教育委員会事務局等職員の任免について（教育総務課）
- （2）地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について（教育総務課）
- （3）鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則の一部改正について（教育総務課）
- （4）鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について（教育総務課）
- （5）鈴鹿市教育委員会表彰規則の一部改正について（教育総務課）
- （6）鈴鹿市教育委員会公印規則の一部改正について（教育総務課）
- （7）鈴鹿市立公民館条例施行規則等の廃止について（教育総務課）
- （8）鈴鹿市立小学校及び中学校の児童及び生徒の就学に要する費用の援助に関する要綱の一部改正について（教育総務課）
- （9）学校等の設備の使用による個人演説会等の開催のために必要な施設の設備及び納付すべき費用の額に関する規程の一部改正について（教育総務課）
- （10）鈴鹿市情報公開条例第2条第2項第3号の実施機関が別に定める機関を定める告示等の廃止について（教育総務課）
- （11）鈴鹿市教育長所管事務決裁規程の一部改正について（教育総務課）
- （12）鈴鹿市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る決裁規程の一部改正について（教育総務課）

- (13) 鈴鹿市教育委員会意見聴取等のための会議に関する規程の一部改正について
(教育総務課)
- (14) 特別支援学級児童生徒通学に伴う付添人交通費助成に関する要綱の一部改正について
(教育総務課)
- (15) 鈴鹿市立小中学校財務事務取扱要綱の廃止について
(教育総務課)
- (16) 鈴鹿市幼小中一貫教育ガイドラインについて
(教育指導課)
- (17) 鈴鹿市立保育所・幼稚園施設整備に関する基本方針の改定について
(子ども政策課・子ども育成課)
- (18) 鈴鹿市立幼稚園園則の一部改正について
(子ども育成課)

6 報告事項

- (1) 学校再編準備委員会の進捗状況について
(教育政策課)
- (2) 中学生ピロリ菌検査実施について
(学校教育課)
- (3) 令和8年鈴鹿市二十歳のつどいについて
(文化振興課)

7 その他

- (1) 令和7年4月教育委員会定例会の開催について
(教育総務課)

8 傍聴人0名

(教育長) 皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から令和7年3月教育委員会定例会を開催します。本日の議事録署名委員は、加藤委員にお願いいたします。

(教育長) それでは、議事に入ります。まず、議案第2169号「鈴鹿市教育委員会事務局等職員の任免について」でございますが、この議案は、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づきまして、会議を非公開にしたいと存じます。議案第2169号の会議を非公開とすることに、御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) それでは、御異議がございませんので全会一致で、非公開とすることにいたします。私と委員の皆さん、書記以外の方は、御退席願います。

《教育長・委員・書記（木葉）以外は退席》

議案第 2169 号「学校県費負担教職員の人事異動内申について」
審議承認

《会議関係者再入室》

《資料回収後、会議関係者再入室》

(教育長) お待たせいたしました。さきほど審議いたしました議案第 2169 号「鈴鹿市教育委員会事務局等職員の任免について」は、原案のとおり承認されました。

(教育長) それでは、次に、議案第 2170 号「地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について」から議案第 2183 号「鈴鹿市立小中学校財務事務取扱要綱の廃止」までにつきましては全庁的な組織権限の見直しに関する所要の整備でございますので一括してお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、「地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」、「鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則」、「鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則」「鈴鹿市教育委員会表彰規則」「鈴鹿市教育委員会公印規則」の一部を改正するについて、「鈴鹿市立公民館条例施行規則等」を廃止するについて、「鈴鹿市立小学校及び中学校の児童及び生徒の就学に要する費用の援助に関する要綱」「学校等の設備の使用による個人演説会等の開催のために必要な施設の設備及び納付すべき費用の額に関する規程」の一部を改正するについて、「鈴鹿市情報公開条例第 2 条第 2 項第 3 号の実施機関が別に定める機関を定める告示等」を廃止するについて、「鈴鹿市教育長所管事務決裁規程」「鈴鹿市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る決裁規程」「鈴鹿市教育委員会意見聴取等のための会議に関する規程」の一部を改正するについて、「特別支援学級児童生徒通学に伴う付添人交通費助成に関する要綱」の一部を改正するについて、「鈴鹿市立小中学校財務事務取扱要綱」を廃止するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 1 条第 2 号の規定により、この議案を提出いたします。

(参事兼教育総務課長) それでは、議案第 2170 号「地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について」から議案第 2183 号「鈴鹿市立小中学校財務事務取扱要綱の廃止について」まで、一括して説明いた

します。議案書 2 ページから 50 ページまでを御覧ください。先般の令和 6 年 9 月教育委員会定例会等におきまして説明させていただきましたとおり、本年度、本市におきましては各行政機関の権限につきまして全庁的な見直しを行っております。具体的には、図書館や博物館などの社会教育に関する教育機関の設置、管理及び廃止に係る事務及び文化財の保護に関する事務について市長部局に移管するなど、事務委任及び補助執行制度の運用について、「組織と権限の整合化」に取り組んでおります。本議案は、係る見直しを令和 7 年 4 月 1 日から施行するにあたりまして関係する規則等の例規につきまして改廃を行おうとするものでございます。説明は以上でございます。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2170 号「地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について」から議案第 2183 号「鈴鹿市立小中学校財務事務取扱要綱の廃止」までを原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2170 号から議案第 2183 号までを原案のとおり承認いたします。

(教育長) それでは、次に、議案第 2184 号「鈴鹿市幼小中一貫教育ガイドラインについて」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、鈴鹿市幼小中一貫教育ガイドラインを定めるについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 1 条第 1 号の規定により、この議案を提出いたします。

(教育指導課長) それでは、私からは議案第 2184 号「鈴鹿市幼小中一貫教育ガイドライン」の策定につきまして、説明申し上げます。別冊資料を御覧ください。これまでにいただきました御意見を踏まえ、最終の修正を行いました。主な修正点について、お伝えします。はじめにタイトルを御覧ください。「鈴鹿市幼小中一貫教育ガイドライン～教職員の共通理解を図るために～」といたしました。ガイドラインは「指針」「方向づけ」といった意味であり、今後、この冊子をもとに取り組んでいく際にも、市内の教職員に浸透しやすい表現

であると考えております。次に、12 ページを御覧ください。第 3 グループを、2 つの中学校校区校園長会に参加している小学校を含む校区と整理し直しました。これに伴い、平田野中学校校区を第 2 グループに変更しました。その旨を 13 ページにも記載しております。なお、稲生小学校も白子中学校校区と天栄中学校校区の双方に参加しておりますが、天栄中学校校区は取組を急ぐ第 1 グループとしておりますため、白子中学校校区は第 2 グループとしております。続いて、17 ページを御覧ください。2 月定例会でも御意見をいただきましたが、現在作成中の架け橋プログラムの下に、私立との連携について追記しました。架け橋プログラムを活用した一貫教育の推進につきましては、まずは公立の幼稚園及び保育所との接続をめざしてまいります。加えて、従前から取り組んでいる引継ぎ会議や特別支援教育の会議等で、私立の施設に対しても発信させていただくことにより、連携を図るとともに、今後、私立との連携・接続の在り方について検討してまいります。なお、令和 8 年度に開校予定の「新たな小学校」につきましては、議会で議決されたのち、「天栄小学校」の表記を確定いたします。最後に今後の流れについてでございますが、まず 4 月校園長会で周知いたします。同時に小中学校の教職員向けにはデータで、幼稚園教職員向けには冊子で共有いたします。その後、12 ページの「幼小中一貫教育を導入していく取組内容の段階」を参考に、各中学校校区単位での取組を推進してまいります。以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(笠井委員) ガイドラインを策定し、いろいろな取組を進めて行かれるに当たり、定期的なアップデートをしていくことになると思いますが、将来的な義務教育学校のことも踏まえ、ガイドラインを見直す時期について目安などがあれば教えていただけましたらと思います。

(教育指導課長) 具体的に何年ごとにとという目安はないのですが、別冊資料の 28 ページ「3 今後の見通し」に記載しておりますように、第 1 ステップから第 3 ステップまでの段階がありますので、必要なところは段階的に改善していく予定です。

(笠井委員) つまりは、何年度以降改定というように、ここに書き足されていくという理解でよろしいでしょうか。

(教育指導課長) そのとおりでございます。

(加藤委員) 関連するところで、これから改定があるということですが、全体項目を見ると、進めていくためにということで書かれているのですが、ガイドラインということだと、例えば、リスクやメリット、デメリットがある中で進めていくときには、こういう

ところには気をつけていく必要があるといったような項目があった方が良いと思います。やはり、進めていく上での良いこと、悪いことの幅をしっかりと示すのがガイドラインであると思います。細かい話になりますが、小中一貫となることで接続の部分で解決されることなど書かれており、まさにそのとおりであると思うのですが、一方で、環境が変わらないことで起こる課題も今後出てくると思うので、今すぐどうこうすることではないですが、今後改定されるときにはこういった項目も作り充実させることで、良いものがどんどんこの地域内で広がっていくことになると思いますので意見させていただきました。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2184 号「鈴鹿市幼小中一貫教育ガイドラインについて」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2184 号を原案のとおり承認いたします。

(教育長) それでは、次に、議案第 2185 号「鈴鹿市立保育所・幼稚園施設整備に関する基本方針の改定について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、鈴鹿市立保育所・幼稚園施設整備に関する基本方針（改定版）を定めるについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 1 条第 1 号の規定により、この議案を提出いたします。

(子ども政策課長) それでは、私からは議案第 2185 号「鈴鹿市立保育所・幼稚園施設整備に関する基本方針の改定について」を説明申し上げます。53 ページの「鈴鹿市立保育所・幼稚園施設整備に関する基本方針（改定版）（案）に係る意見公募等の実施結果とその対応について」を御覧ください。まずは、「1 方針策定経過」です。（1）市議会全員協議会におきまして、10 件の御意見をいただきました。54 ページの「鈴鹿市立保育所・幼稚園施設整備に関する基本方針（改定版）（案）に対する市議会全員協議会での意見一覧について」を御覧ください。No.1 の『玉垣保育所・玉垣幼稚園の現状について』の御意見に対しましては、現時点ではゼロベースであり、今後も検討事項の一つであること、必要な修繕を継続していく旨、回答しています。No.2 の『アンケート調査の実施について』の御意見に対しましては、御意見の箇所のアンケートについては、通所・通園している保護者へのアンケートではありますが、保育・教育ニーズに関しては、第 3 期事業計画策定の際に、未就

学児の保護者に対し、無作為抽出してアンケートを実施して、ニーズ調査を行っており、今後も、必要に応じて調査を行う旨、回答しています。No.3の『外国籍児童や医療的ケア児について』の御意見に対しましては、外国籍児童に対する運用については、公立だけで対応しているわけではなく、公立と私立が協力しながら対応していく旨、回答しています。55 ページNo.5の『公立施設の重要性と公民連携や民営化について』の御意見に対しましては、整備手法の検討の際に、土地、建物、運営の全てを行政で行うのではなく、民間の手法を取り入れることを検討する考えであること、公立の重要性とは公立施設が果たすべき役割について記載しており、整備の際には、幅広い手法の検討を進めていく旨回答しています。No.6の『保育所の1施設の集約や小学校内に幼稚園を合併する考えについて』の御意見に対しましては、現状すぐに施設の集約をするのではなく、まずは令和11年度を目途に集約が可能であるかどうか検討すること、幼保一元化、いわゆる認定こども園化の可能性はあるが、学校施設への統合は考えていない旨回答しています。No.7からNo.9については、公民連携による民営化についての御意見で、『公民連携の結果、公立となるのか私立となるのか、新規事業者の参入、民営化の方向性について』のそれぞれの御意見に対しまして、現状すぐに民営化を図るわけではないものの、将来的には民営化の流れを考えていることや、まずは現存する団体との協議・連携を考えており、公民連携の結果、運用面において民営化となる場合、公立ではなく私立の扱いとなる旨、回答しています。No.10の『就学前施設の配置について、私立も含め、都市計画の視点からも検討すべき』との御意見に対しましては、鈴鹿市都市マスタープランなども参考に、市内全体で今後の配置や施設整備を検討する旨、回答しています。なお、これらの意見を受けての修正はございません。53 ページに戻っていただいて、

次に(2)意見公募(パブリックコメント)において、2名の方から3件の御意見をいただきました。56 ページの「鈴鹿市立保育所・幼稚園施設整備に関する基本方針(改定版)(案)」に係る意見公募手続の結果一覧」を御覧下さい。No.1は「公立の認定こども園の設置について」の御意見です。市の考え方については、方針案にも記載してある内容にはなりますが、既存の公立保育所の建て替えに併せて、周辺の公立幼稚園との複合化の検討を行い、可能な場合には認定こども園として整備する予定である旨を回答しています。この意見を受けての修正はございません。No.2と3は「公立幼稚園における3年保育の拡充について」の御意見です。市の考え方については、公立幼稚園の3年保育については、前方針に基づき、実施に向けた人的配置を整え、公立幼稚園を5園に集約化し、令和5年度には2園で開始し、令和6年度には、実施園を1園増やし、現在3園で実施しています。改定版の案では、3年保育の現状の記載はあるものの、今後の考え方については、読み取りにくいことから「保護者ニーズ等を踏まえ検証を行う」旨を示すよう修正いたしました。53 ページに戻っていただいて、改定版の案につきまして、パブリックコメントを受けての修正箇所のほか、「こども」表記や誤字脱字等の軽微な修正を行っており、それが、「鈴鹿市立保育所・幼稚園施設整備に関する基本方針(改定版)(案)」でございます。

最後に、「3 今後のスケジュール」ですが、3月中旬に正副議長説明、3月25日の鈴鹿市こども条例の可決後に、ウェブサイトにて方針と意見公募結果の公表を予定しております。以上でございます。よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(笠井委員) 議案資料P54、No.3のところで質問なのですが、「外国籍児童や医療的ケア児について、私立の方が手厚く運用していないか。」という御意見に対し、「外国籍児童に対する運用に関しては、施設によってそのような施設もあると認識しており…」と回答されているのですが、私としては公立の方が手厚いというイメージがあったものですから、具体的な事例などを把握されていまして教えていただけましたらと思います。

(子ども育成課長) 外国籍児童については、私立において以前までは保護者であった方が、園児が卒園された後に、通訳として働かれている園がいくつかあります。公立においても、ポルトガル語、スペイン語の通訳がおりますが、それ以外の言語となりますと、翻訳機等を使用して対応している状況でございます。また、私立の2園では、通訳のほかに文章作成等もしていただいているところがありますので、このような形で回答させていただきました。

(笠井委員) ここは、医療的ケア児のことではなくて外国籍児童についての回答ということなのですね。医療的ケア児については、差がないという認識でよろしいでしょうか。

(子ども育成課長) 医療的ケア児については、基本的には看護師又は保健師を雇用する必要があるため、そのハードルが少し高いということで、子ども育成課としても、令和6年度に国などの補助金で、私立における保健師等保育士の配置に対する補助をしております。まずは、私立よりは公立で医療的ケア児を対応し、どうしても私立へ通われない場合には補助金を活用するということとなりますが、看護師又は保健師を雇用するハードルが高いというところで、今のところ本市において医療的ケア児で通われているのは公立のみとなっております。

(加藤委員) 保護者のニーズを調査することに対して、いくつかコメントがあったと思います。回答では、必要に応じてということもあったのですが、個人的にはアンケートなどは計画的に実施した方が、やはり変化がよく見えると思います。そして変化が見えると先手で対応ができ、推移を予測することもできるので、必要に迫られてではなく、計画的にアンケートを実施することも考えていただいた方が良いと思います。

(子ども政策課長) 御意見を頂戴する前には、そのような認識がございませんでした。今後、そのあたりを十分に検討させていただきます。

(松島委員) 先ほどの加藤委員の質問に関連するところもあるのですが、計画案の9ページに、休園と廃園基準がありますが、この廃園基準についてですけれども、通算して4度休園となるというところの部分と連続3か年休園というところで、方向的に考えれば少子化の流れでありますので、平成26年度以降で通算4度の休園となってくると、割と早い段階でこの基準に達してしまう可能性があるのではないかと考えております。ただ、その将来予測が非常に難しいので、廃園になったところから、年によって子どもの数がまばらな状態になってきた時に、この基準の見直しをどういったスパンでしていくのかというところで、先ほどのアンケートのお話にもありましたように、定点観測をした上でその都度決めていくというような柔軟な形もこれからは必要な時期になってくるのではないかと感じましたが、そのあたりはいかがでしょうか。

(子ども政策課長) 休園、廃園基準につきましては、少子化等に合わせまして、就学前施設の利用者、特に幼稚園の方が減少してきている現状がございます。適正な児童数が何人であるのかというところから考える必要がございます、それに合わせて必要な教員側の人数や施設の整備も含めて、総合的にどのように考えていくかが重要な課題等となっていることは認識しております。このようにお示ししております休園、廃園基準ではございますが、現在、3年保育の結果の検証を行っている段階であり、それを踏まえて今後の休園、廃園基準を検討していく状況になっております。見直しのスパンについては、定期的に実施するというところまでは考えておりませんが、現在、基準の見直しの必要性があるという認識をしております。

(教育長) 園児数が15人未満になれば、機械的に休園となるのですか。

(子ども政策課長) 幼稚園については、令和5年度から3年保育を開始しまして、試行期間という形を設けておりますので、例えば、試行期間内の激変により休園基準に該当する場合であっても、3年保育を実施する園においては、休園基準を適用しないというところで進めてまいりましたが、試行期間後は、休園基準を適用しない運用は外していく考えでございますので、今の定めております休園等の基準を適用することになります。先ほども申し上げましたように、今は基準をこのままでいくのか、それとも新たなものを考えるのかという協議を始めた段階でございます。

(子ども育成課長) 先ほど子ども政策課長が説明しましたとおり、3年保育について、令和5年度から玉垣、国府幼稚園、令和6年度からは旭が丘幼稚園にて実施している状況です。

試行期間が令和 7 年度で終了すると、2 年保育の神戸、飯野幼稚園については、その状況で休廃園基準を決めさせていただきます。2 年保育のみ実施している神戸、飯野幼稚園では園児数が少なくなってきましたので、令和 7 年度については、複式学級ということで、4 歳児、5 歳児を 15 人以下でも一緒に学級として園の運営をしていくところになっています。昔から言われておりますように、「集団生活は何人からであるのか。」というところから 15 人という基準が決まってきた部分はあるのですが、少子化に伴い、その集団生活の人数というのも変化していくことを協議しているところです。そのため、令和 7 年度の試行期間が終わるまでは、実際の園児数が 15 人以下であっても、園は運営する形になっています。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2185 号「鈴鹿市立保育所・幼稚園施設整備に関する基本方針の改定について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2185 号を原案のとおり承認いたします。

(教育長) それでは、次に、議案第 2186 号「鈴鹿市立幼稚園園則の一部改正について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、鈴鹿市立幼稚園園則の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 1 条第 2 号の規定により、この議案を提出いたします。

(子ども育成課長) それでは、私からは議案第 2186 号「鈴鹿市立幼稚園園則の一部改正について」につきまして、説明申し上げます。議案資料 59 ページを御覧ください。現在、鈴鹿市では「鈴鹿市立保育所・幼稚園施設整備に関する基本方針」及び「鈴鹿市立幼稚園廃園基準」に基づき幼稚園の廃園、休園、開園等を決定しています。その基準より令和 6 年 4 月 1 日付けで廃園となりました鈴鹿市立加佐登幼稚園及び鈴鹿市立栄幼稚園に関する条文の改正ができていなかったため、今回削除を実施するものでございます。また、学級運営するに当たって、異なる年齢での編制により集団活動を確保するため、複式学級を編成す

るための規定整備もあわせて行っています。以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2186 号「鈴鹿市立幼稚園園則の一部改正について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2186 号を原案のとおり承認いたします。

(教育長) それでは、次に報告事項に移ります。報告事項 1 番目の「学校再編準備委員会の進捗状況について」をお願いいたします。

(参事兼教育政策課長) それでは、報告事項の 1 ページを御覧ください。「学校再編準備委員会の進捗状況について」でございます。合川、天名、郡山の小学校 3 校による学校再編について、準備委員会の進捗状況を報告させていただきます。「1 各部会の進捗状況」につきましては、(1) 跡施設利用検討部会の第 3 回を 2 月 17 日に開催しました。会議では、令和 7 年度のサウンディング型市場調査の実施に向けてのスケジュールを提示いたしました。庁内での調整後、5 月頃には実施要領を公表し、事業者からの提案書の提出、聴き取り等を行い、令和 7 年度の 9 月末までに結果公表をしたいと考えております。また、合川小学校、天名小学校ともに市街化調整区域のため、何にでも利活用できるものではないため、法令上の制約等について簡単な説明を行いました。サウンディング型市場調査で事業者が決定するのかといった質問がありましたが、調査はあくまでどのような業種、業種のニーズがあるかの調査のため、提案をもとに、庁内での検討を進めていくことを考えております。そのほか、利活用の検討については、早めに進めていってほしいとの意見がございました。続きまして、(2) 学校運営部会については、学校関係者で進めており、新たな小学校の学校経営方針をはじめ、校務分掌、週時程表、特色ある取組などの検討を行っており、令和 7 年度も各学校の担当教諭も入り、協議を進めてまいります。続きまして、(3) 総務部会の第 6 回を 3 月 4 日に開催しました。まず、閉校式について、式典は教育委員会主催で行いますが、リーフレットの作成、記念行事は地域で実行委員会を組織していただき、地域主体で実施していただくこととしています。3 地区では、既に閉校記念リーフレットの構成案や閉校記念行事での内容の検討を行っていただいております。3 地区の現時点での取組について情報共有を行いました。続いて、「2 校章・校歌」についてでございます。

が、「新たな小学校」の校名案については、「天栄小学校」とする学校設置条例の改正を市議会２月定例議会に提案しております。校名案が正式に決定後は、次は校歌、校章について検討を行っていく必要がございます。特に作成時期については、開校前に作成するか、開校後に作成するかで大きく変わってきますが、委員からは閉校までは今までの校歌を大切にしてほしいという意見が多くありましたが、開校時に校歌、校章はあったほうが良いという意見もあり、事務局で作成方法も含めて再度整理をすることになっております。そのほか、部会の開催はありませんが、新ＰＴＡ組織については、規約や予算等について案がほぼ固まり、各小学校ＰＴＡの令和７年度総会に諮っていく段階となっております。２ページを御覧ください。「２ 今後の会議開催予定」でございますが、（１）代表者会議を本日、郡山公民館で開催します。（２）総務部会は、４月２１日に開催し、閉校記念行事及び校歌、校章について検討を行います。そのほかの部会につきましても、具体的な日程は決まっておりますが、今後、必要な時期に開催していきたいと考えております。令和７年度は新たな小学校開校の前年度となりますので、より具体的な検討を行っていくことになりますので、よろしくお願いいたします。報告は以上です。

（教育長）ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

（松嶋委員）毎回質問させていただいておりますけれども、当初想定していなかったことや、新たな課題などがあれば教えてください。

（参事兼教育政策課長）跡施設の利活用について、どのようなものができるのか、どのような方向性であるのかについて、地域における関心が高まっております。その中で都市計画法の用途地域、建築基準法などの専門的な知識が必要になってくるような、様々な関係法令とか規制が多くあります。教育委員会だけではなく、関係部署の協力を得ながら、方向性を決めていく必要があると想定しております。

（教育長）それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項２番目の「中学生ピロリ菌検査実施について」をお願いいたします。

（学校教育課長）それでは、私からは報告事項２番目、「中学生ピロリ菌検査実施」につきまして、２月１８日に開催されました第１０回検討委員会の内容について報告申し上げます。資料３ページを御覧ください。初めに、（１）１月３１日に開催されました鈴鹿市医師会が主催する勉強会についての報告がございました。当日は、市長部局の関係課、学校及び教育委員会事務局職員も参加させていただきました。講師の垣内先生からは、ピロリ菌感染と胃がんリスクとの関連や、中学３年生を対象とした佐賀県の実施などの話とともに、ピロリ菌検査受検率向上には、学校検尿との同時回収や広報活動が大切であるとの話があり

ました。現在、教職員のピロリ菌検診への理解が進むよう、鈴鹿市医師会から勉強会の映像をお借りし、学校関係者の個々の端末でも視聴できるようにしています。次に、(2) 2月20日に開催予定の鈴鹿市学校医・養護教諭合同研修会における講演について、講師を務める吉村先生から説明がありました。続きまして、(3) ①、②上段にありますように、令和6年度の取組状況について報告がございました。今年度は、市内の38院で体制を整え2次検査を実施しており、その結果、擬陽性者17名中10名が検査し、陰性判定者は2名とのことでした。また、令和7年度に向けて学校検尿と同日に、ピロリ検査尿も回収し、7月には1次検査を終え、8月から2次検査が受けられるようにすることを確認しました。最後に、(4) 治療費助成の導入について、市費での予算化や助成対象期間を今後検討していくことについても確認がございました。説明は以上でございます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(笠井委員) 私も垣内先生の講演を動画で拝見し、非常に勉強になる内容でしたので、先生方がこの動画にアクセスできるようにしていただいたことに感謝申し上げます。今年度は初年度でしたが、鈴鹿市の受検率は思いのほか低い状況でした。そのことを踏まえて、次年度から学校検尿と一緒にピロリ菌検尿を回収できるようにしていただいたこと、また、先生方への周知をしっかりとっていただいたことに感謝申し上げます。是非、令和7年度はもう少し受検率が向上することを期待しております。

ここからは質問ですけれども、令和6年度は検査を受けて陽性と判明された方々の治療助成までには至ってないのですけれども、次年度から治療助成へという流れになってくると思うのですが、鈴鹿市の新年度予算で要求中であるということですが、結論は目安としていつぐらいに出るのかを教えてくださいましたらと思います。もし分かっていなければ結構ですけれども、今年度中に出るのか、次年度に持ち越すのかとのところだけでもわかれば教えてくださいましたらと思います。

(学校教育課長) 現在、審議中ということで令和7年2月定例議会の議決にて確定するという認識をしております。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項3番目の「令和8年鈴鹿市二十歳のつどいについて」をお願いいたします。

(文化振興課長) それでは、私からは報告事項の3番目令和8年鈴鹿市二十歳のつどいにつきまして、御説明申し上げます。資料の4ページを御覧ください。まず、1月12日に開催しました「鈴鹿市二十歳のつどい」におきましては、御多忙の中、御臨席をいただき、誠にありがとうございました。無事に式典を終えることができ、感謝を申し上げます。今年

度同様、大人になったことを自覚し自ら生き抜こうとする二十歳の方を、市を挙げて祝い励ます目的で二十歳のつどいを開催します。開催日時は、令和8年1月11日（日）午後2時から3時までを予定しております。なお、対象者及び関係者の皆様に速やかにお知らせすべく、3月20号の広報すずか等で周知させていただくこととなりましたので、御報告をさせていただいた次第でございます。以上でございます。

（教育長）ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

（教育長）それでは、御意見もないようですので、その他事項に移ります。「令和7年4月教育委員会定例会の開催について」をお願いします。

（参事兼教育総務課長）令和7年4月教育委員会定例会でございますが、令和7年4月22日（火）午後2時から教育委員会室において、開催したいと存じます。

（教育長）ただ今の提案に、御異議ございませんでしょうか。

（委員一同）異議なし

（教育長）御異議がないようですので、令和7年4月教育委員会定例会を令和7年4月22日（火）午後2時から教育委員会室において、開催することにいたします。

3月教育委員会定例会終了 午後2時33分

以上会議の顛末を録し、ここに署名する。

教育長 廣田 隆延

委 員 加藤 貴也